ラーメルドのために



2

在外女性・家族総局 第2号人権速報

HANIFA

慈悲深き神の御名において

発行責任者：ザイナブ・ラーステガルパナー博士
編集長：マルヤム・サッジャーディー博士
編集委員：アリー・ファヒム・ダーネシュ博士、バハール・アフハヴァン博士、
マルヤム・サファラン博士、ゾフレ・メフラーザード博士、ハリーメ・ヘイダレイー博士
広報・事務局長：ファーテメ・ザフラー・フォーシャフラーグ博士
アートディレクター・グラフィックデザイナー：マルズィイェ・アンボリー
発行元：在外女性・家族局

Islamic Culture and Relations Organization
Directorate of Women and family affairs abroad

1 大量破壊兵器が女性と子どもに与える影響 ラーメルド事件のケーススタディ

2 サルダシュトにおける化学兵器の使用 民間人への大量破壊兵器使用の象徴

3 大量破壊兵器が女性と子どもの健康と権利に与える影響 広島・長崎への原子爆弾投下

4 大量破壊兵器と女性・子どもへの影響に関する考察

5 大量破壊兵器が女性と子どもにもたらした人道的惨禍 ハラブジャ化学爆撃

大量破壊兵器が女性と子どもに与える影響 ラーメルド事件のケーススタディ

ラーメルド住宅地区への攻撃における米国の戦争犯罪

米国およびシオニスト政権による、わが愛するイランへの
不法かつ不正、包括的かつ大規模な侵略の初日、
ファールス州南部のラーメルド郡において、
ある犯罪が行われた。それはイラン国民および
世界の自由を愛するすべての人々の記憶から
決して消えることのない犯罪であり、
広島、枯葉剤、ドレスデン爆撃、
アブグレイブ、グアンタナモ、
そしてその他の蛮行にも比すべき行為であった。
人権の擁護者を自称するその国家は、
人権の最も基本的かつ根本的な規則を
露骨に踏みにじり、禁止兵器を使用して、
ラーメルド郡の住宅地区、スポーツ施設、
周辺の居住区、小学校付近を含む
民間施設を、高度な精密打撃ミサイル
（PrSM）システムにより、
意図的かつ計画的に標的とした。

大量破壊兵器が女性と子どもに与える影響 ラーメルド事件のケーススタディ

ラーメルド住宅地区への攻撃における米国の戦争犯罪

アリー・ファヒム・ダーネシュ博士

それは精密攻撃のためでも、ピンポイント破壊のためでもなく、
最大限の殺傷能力を持ち、低高度で炸裂し、タングステン製の
破片を広範囲に散布する、構造物破壊ではなく大量殺傷を
目的として設計された兵器であった。
4発のミサイルがラーメルドの住宅地区に着弾した。
1発あたり18万個以上のタングステン弾片を放出する能力を持ち、4発合計で約72万個の弾片が、1分にも満たない時間に、小さな市街の一角、民間人の上、日常の生活の上に降り注いだ。
軍事的役割をまったく持たない子どもたち、青少年、女性アスリートを含む多数の民間人が殺傷された。

各ミサイルには数千個の金属弾片が充填されており、地上約30から40メートルの高度で炸裂し、その下にあるすべてのものを弾片で覆い尽くした。建物だけではない。インフラだけでもない。
通りにいた人々、中庭にいた人々、車内にいた人々、家の中にいた人々が直接被弾した。犠牲者はすべて民間人。すべて普通の市民であった。

殉難者および負傷者はすべて民間人であった。
教師、学生、会社員、商店主、主婦、アスリート、日常生活を送る一般市民であり、軍事的役割を持つ者は一人もいなかった。
自宅の中庭にいた者もいれば、日常の通り道を歩いていた者もいた。
公共施設やスポーツ施設にいた者もいた。



イリヤー・ハータミー。
クリスティアーノ・ロナウドを
夢見てピッチに立った
12歳の少年は、スポーツの熱狂と爆発音の中で
世間の注目を集めた。
彼は、ラーメルドのスポーツ施設への
米国による残虐な攻撃において殉難した。

あるスポーツ複合施設では、学生たちが練習中であったが、
最初の爆発の後、何が起きたのかを確かめようと
外に出たところ、次の爆発の波に巻き込まれた。
このような高度な兵器システムを、これほど特定の運用パターンで、
完全な民間環境において、米国が初めてラーメルドで使用したという事実は、この犯罪をイランに対する40日間の戦争における
他の米国の不法行為とは一線を画すものとしている。
これは法的にも、人道的にも、軍事的にも、真剣な注目を要する虐殺であり、国家と世界の歴史的記憶に刻み込まれなければならない虐殺である。 この犯罪において、2トンを超える弾薬が小さな市の2つの住宅地区に投下された。
170名の死傷者の中に、軍人は一人も存在しない。ただの一人も。
すべての犠牲者と負傷者は、子ども、青少年アスリート、女性、一般市民であった。最年少の犠牲者、オヴィナー・バルゼガールは2歳であり、
攻撃の瞬間、自宅の中庭で遊んでいた。
爆発はあまりにも激しく、数ヶ月を経た今も、家々の壁や通りには無数の穴が残っている。いまだ再建されていないある家屋では、700を超えるタングステン弾片の着弾痕が確認されている。
民間インフラへの攻撃は、国際法の明白な違反であり、明白な戦争犯罪である。
女子バレーボールチームの練習中に行われた
ラーメルド・スポーツホールへの攻撃では、18名以上の女性アスリートが死亡し、約100名が負傷した。スポーツ施設や公共施設は
民間的性格を持つものであり、国際人道法の下で厳格に保護され、
標的とすることは固く禁じられている。
そもそもイランへの軍事攻撃という行為そのものが、独立した国連加盟国に対する武力の不法行使、すなわち戦争開始法（jus ad bellum）の違反であり、国連憲章および国際法への直接的な違反である。
ラーメルドへの攻撃は、ラマダン戦争における最も凄惨な犯罪の一つであり、米国の虚偽の人権主張を暴く
新たな証拠となった。
35秒に満たない時間の中で、米軍最新兵器である4発のPrSMミサイルが世界で初めて使用された。
そして一般的な禁止事項を超えて、これらのミサイルの使用、民間インフラの標的化、武力紛争に参加していない者の殺害は、
武力紛争の基本法である戦時国際法（jus in belb）の明白な違反である。 ラーメルドで起きたことは、付随的損害ではない。
意図せぬ結果でもない。それは意図的なものであった。
子どもの殺害を戦争目的の一部とした、
明白な戦争犯罪である。
そしてこれに関与した者、すなわち軍司令官、政治的意思決定者、
立案者、命令発令者は、国内および国際裁判所において
訴追されなければならない。
米国は、あらゆる主張にもかかわらず、ラーメルドの子どもたちに対して、禁止兵器、すなわち大量破壊兵器を使用した。
これは国家責任としても、個人の刑事責任としても
追及されなければならない。
そして正義とは、たとえ普遍的管轄権を持つ
裁判所で追求されたとしても、
この蛮行の傷に対する
わずかな慰めにすぎず、
犯罪の規模そのものと比べれば
取るに足らないものである。

なぜなら、不処罰はこのような行為を終わらせない。
それを拡大させ、再生産するからである。
この攻撃を命じた者、すなわち米国の政治的・軍事的当局と、
直接参加した者たちを処罰しないことの結果は、世界各地でこのような犯罪が継続されることを意味する。
それは許されてはならない。
ラーメルドの傷の実行者、共犯者、加担者が、夢が砕かれ家族が壊された
あの30秒間にイランの身体に刻まれた傷跡の責任を免れることは、許されてはならない。
正義なくして、われわれは再びそれを目にするだろう。
広島。枯葉剤。ドレスデン。
イラン旅客機撃墜。アブグレイブ。グアンタナモ。
そして再びミナーブ。そして再びラーメルド。
ラーメルドへのミサイル攻撃は、人道に対する罪の明白な事例であり、国連憲章への露骨な違反である。
ラーメルドの民間地域へのミサイル攻撃は、この行為を人道に対する罪として位置づけるものである。
国際法において、また国家間関係を規律する基本原則において、
領土保全の保護、民間人の安全と不可侵性は、国家責任の不変の柱であり、国際法秩序の強行規範（jus cogens）である。
これらへのいかなる違反も、主権の直接的侵害であり、国際社会に対する拘束的義務の直接的違反にほかならない。
本声明はさらに述べる。
押しつけられたラマダン戦争中のラーメルドにおける痛ましい事件は、抵抗と犠牲をもって独立の代償を払う国家の鉄の意志に対峙する
覇権システムの絶望の証拠である。
この犯罪は、国民的尊厳と領土的持続の先駆者として、ファールス州の革命的な女性知識人たちの覚醒した良心を呼び起こし、
最高の司法的・政治的レベルでこの問題を追求させることとなった。敵対行為に対する強力な非難
われわれ、ファールス州イスラム革命勢力連合評議会
女性問題部門の革命的女性メンバーは、民間地域へのミサイル攻撃の法的・人道的側面を注意深く観察した上で、この敵対行為を人道に対する罪の明白な事例であり、国連憲章第2条第4項への露骨な違反であると判断し、これを強く非難する。
南ファールス州、とりわけラーメルドの人々の抵抗は、いかなる力も国民とイスラム革命の理念との絆を断ち切ることはできないことを改めて証明している。
われわれは司法外交を要求する。
能動的に。即時に。証拠に基づいて。
そしてわれわれは責任追及を要求する。
国際裁判所の場において。
世界の世論の前において。
命令を下した者に対して。



ヘルマー・アフマディーザーデ
ラーメルド出身の10歳の少女
1404年ラマダン月29日、ラマダン戦争の
初期の時間帯に、シオニスト政権と米国による
シャヒード・ナイミー・スタジアムへのミサイル攻撃において殉難した
バレーボールを愛するスポーツ一家の一人娘であった

ラーメルドの住宅地区への攻撃という犯罪において、
35秒に満たない時間の中で、
米軍最新兵器である4発のプリズムミサイルが
世界で初めて実戦使用された。

02

サルダシュトにおける化学兵器の使用民間人への大量破壊兵器使用の象徴

サルダシュトにおける化学兵器の使用 民間人への大量破壊兵器使用の象徴

バハール・アフハヴァン博士

1987年6月28日に行われたサルダシュト市への化学爆撃は、「人道に対する罪」の明白な事例であり、国際人権法および国際人道法への露骨な違反を構成するものである。

この惨禍は、人道的・倫理的配慮を一切顧みることなく、大量破壊兵器が完全な民間人集団に対して使用された現代史上極めて稀な事例の一つとして位置づけられる。

人口12,000人の都市への攻撃は、静かな絶滅過程を生み出すことを基盤とした大量破壊の戦略を反映するものであった。

文書化された人権資料によれば、130名の民間人の殺害は生命権の侵害を構成し、化学物質に直接さらされ負傷した約8,025名への被害は、健康権への露骨な侵害を構成するものであった。

約40年を経た今日もなお、サルダシュトの人権的惨禍は「スローモーション型ジェノサイド」という形で継続している。

あの日即死を免れた人々は今も、呼吸不全、各種がん、重篤な神経心理学的障害を含む慢性的かつ進行性の疾患に苦しみ続けている。

この現実は、化学兵器が単なる軍事的脅威ではなく、現在および将来の世代の人間の尊厳と基本的権利に向けられた「永続する破壊」であることを明確に示している。

国際人道法の観点から見た化学兵器の使用

化学兵器の使用は、その本質的に非人道的な性質と、
もたらす壊滅的かつ長期にわたる被害ゆえに、
国際人道法および国際人権法の
原則と規則に根本的に相容れないものである。
国際人道法の下において、民間人は一般的に、
とりわけ女性と子どもは特別な保護を受けており、
非戦闘員として敵対行為の対象とされてはならない。
区別の原則は国際人道法の最も重要な原則の一つであり、
化学兵器禁止の核心をなすものである。
ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第48条に基づき、
武力紛争の当事者は、常に民間人と戦闘員を区別し、
作戦を正当な軍事目標に対してのみ
行う厳格な義務を負っている。
サルダシュト市は、大規模な化学攻撃により
民間人に多数の死傷者をもたらした
完全な民間地域として、この原則への
明白な違反を構成するものである。
国際人道法の観点から、この攻撃は軍事目標と
民間人の区別の原則への違反を構成し、
民間人に対する戦争犯罪として訴追されうるものである。
市内およびその周辺には、
このような攻撃をいかなる意味においても
正当化しうる軍隊または軍事施設は
一切存在していなかった。





化学爆撃後のサルダシュト
の子どもたちの写真。
サッダームがサルダシュト
への化学爆撃に使用した
ガスは、劣悪なマスタード
ガスであった。

強行規範（jus cogens）としての化学兵器の絶対的禁止は、
国際条約法および慣習国際法に
確固たる基盤を持つものである。
窒息性ガス、毒性ガスその他のガスおよび
細菌学的戦争手段の戦争における使用禁止に関する
1925年ジュネーヴ議定書は、化学兵器禁止に関する
国際社会の良心の明確な表れとして位置づけられる。
その前文は、このような兵器の使用が
文明世界の良心によって非難されており、
この禁止は国際法の一部として
普遍的に受け入れられなければならないと述べている。
同様に、化学兵器条約の前文は
国連の目的と原則の実現に言及し、
その達成を化学兵器の廃絶と明示的に結びつけている。
また、国連総会による化学兵器への繰り返しの非難を想起し、
1925年ジュネーヴ議定書の原則を再確認することにより、
化学兵器の禁止を国際社会の共有する
法的・道義的価値として確認している。
毒性物質の使用形態としての化学兵器の使用は、
国際刑事裁判所ローマ規程第8条を含む
国際刑事法の下において、
戦争犯罪として明示的に犯罪化されている。

この観点から、化学兵器の禁止は
国際法の強行規範としての地位を
獲得したものとして広く認識されている。
したがって、この禁止の絶対的性質に鑑み、
このような兵器を使用した国家は、
いかなる理由をもってしても
その国際的責任を免れまたは軽減することはできない。
最終的に、国際社会はこの人道的惨禍に対応して、
これらの犯罪の責任者の捜査と訴追を確保する義務、
ならびにこの惨禍の歴史的記憶を
大量破壊兵器の将来における使用に対する
永続的警告として保存する義務を含む、
明確かつ具体的な法的義務を負っている。



03

大量破壊兵器が女性と子どもの健康と権利に与える影響 広島・長崎への原子爆弾投下

1 問題の所在

1945年8月6日および9日、アメリカ合衆国は、
武力紛争の歴史上前例のない行為として、原子爆弾「リトルボーイ」および「ファットマン」を日本の広島市および長崎市に投下した。
国際法、人道倫理、公衆衛生の観点から、この出来事は八十年を経た今日もなお重要性を失っていない。それは、大量破壊兵器が女性と子どもに与えた直接的影響を示す最も詳細に記録された事例として位置づけられているからである。

2 痛ましい記録された現実：女性と子どもを主たる犠牲者として

爆撃当時、両市の人口構成は、
若年男性が前線に動員されていたため、
主として女性、子ども、高齢者、および民間労働者から成っていた。
信頼性の高い科学的推計によれば、広島では9万人から16万6千人、
長崎では6万人から8万人がわずか数ヶ月以内に死亡した。

しかしこの惨禍を通常の戦争行為と一線を画するのは、女性と子どもの健康に対する長期的影響にほかならない。
放射線影響研究所（RERF）が被爆者およびその後世代を対象に実施した研究によれば、以下のことが明らかになっている。

- 妊婦は流産、乳児死亡、早産の高い発生率に直面した
- 被爆時に母体内にいた子どもは、生涯にわたって知的障害、甲状腺がん、
白血病の最も高い発症率を示した
- 女性被爆者は一般集団と比較して、乳がんおよび卵巣がんの罹患率が顕著に上昇した
- 孤児となった生存児童は、
国際的な組織的支援もないまま
貧困、心的外傷、社会的排除という状況の中で成長した

大量破壊兵器が女性と子どもの健康と権利に与える影響 広島・長崎への原子爆弾投下

マルヤム・サファラン博士
法学研究者

3 法的分析：女性と子どもの権利に対する根本的侵害

国際人道法の観点から、広島・長崎への
原子爆弾投下は、少なくとも三つの基本原則に
違反するものであった。

区別の原則：軍事目標と民間目標の明確な区別を
求めるものであるが、核兵器はその性質上、
そのような区別を行う能力を本質的に持たない。

均衡性の原則：軍事行動の範囲を軍事的必要性に
限定するものであるが、女性と子どもを含む
数十万人の民間人の殺害は、いかなる軍事的正当性も認められない。

不必要な苦痛の禁止の原則：
ジュネーヴ諸条約追加議定書に明示されているが、
放射線の長期的影響は、生存者および後世代、
とりわけ女性と子どもに対して、まさにそのような不必要かつ永続する苦痛を課するものであった。

さらに、2021年1月に発効した
核兵器禁止条約（TPNW）は、被害者の補償と社会復帰の権利を
明示的に確認している。
しかしながら、核兵器保有国のいずれも今日に至るまでこの条約に署名していない。
このこと自体が、米国およびそれらの国家が
標榜する人権上の主張と、その実際の行動との間に存在する
深刻な乖離を如実に示している。



この写真は、スウェーデン人
写真家
クリステル・ストロームホル
ムが撮影したものであり、
1945年の広島への原子爆弾
投下により
視力を失った少女の姿を伝
えている。

4 イスラム文化・関係機構
在外女性・家族国際問題総局への政策提言

文化外交の分野におけるイスラム文化・関係機構の
使命に鑑み、以下を提言する。

・国際フォーラムでの活用を目的とした、核兵器が女性と子どもに与える長期的影響に関する文書パッケージの作成

・イランのパブリック・ディプロマシーの立場の
枠組みにおける核兵器禁止条約（TPNW）への
文書的支持

・イラン・イラク戦争中の日本とイランにおける
化学攻撃被害者の経験を、
共通の苦難の基盤として結びつける
物語的連携の構築

5 結語

広島・長崎への原子爆弾投下は、
大量破壊兵器が、その設計者たちの主張に反して、戦争の兵器ではなく、未来を抹殺する兵器であることを証明した。その未来とは、女性の内に息づき、子どもたちの手の中に宿るものである。
この分野におけるあらゆる法的見解、
あらゆる外交的立場、あらゆる国際的要求は、
信頼性ある文書と精緻な法的分析に基づくならば、
この惨禍が二度と歴史の中で繰り返されないことを
確かなものにするための一歩となる。



4

大量破壊兵器と女性・子どもへの影響に関する考察

国連は過去数十年にわたり、複数の決議および
国際文書において、大量破壊兵器
（核・化学・生物兵器）の壊滅的結果と、
女性および子どもの特別な脆弱性を強調してきた。
この点に関する国連のアプローチは、
二つの主要な柱に基づいている。
すなわち、不均衡かつ長期にわたる影響と、
人権の保護である。

1 女性と子どもへの具体的影響（国連の科学的・人道的観点から）

大量破壊兵器と女性・子どもへの影響に関する考察

ゾフレ・メフラーザード博士

世界保健機関（WHO）およびユニセフを含む
国連とその関連機関は、様々な研究および
決議において以下の点を指摘している。

a) 女性、とりわけ子どもの生物学的脆弱性：

細胞分裂速度が高いため、
女性と子どもは核放射線および化学物質に対して
著しく高い脆弱性を持つ。
これらの兵器の変異原性および発がん性の影響は、
女性の生殖機能の健康と、
子どもの身体的・認知的発達を
深刻に脅かすものである。

例えば、子どもは爆発の直接的被害を生き延びても、
後に白血病、成長障害、免疫系の低下、
重篤な心理的問題を発症する可能性がある。
妊婦は流産、早産、または先天性障害を持つ
子どもの出産に至る場合がある。
非妊娠女性の場合、不妊、がん、
重篤な心理的・社会的被害が生じうる。
上記の事例は核兵器の影響と結果のみを示したものであり、
窒息、肺損傷、慢性的な咳、神経学的・視覚的障害、
また妊婦における流産、慢性呼吸器疾患、
重篤な中毒症状は、化学兵器がもたらす
最低限の影響にすぎない。

b) 世代間への影響：

核軍縮に関連する決議はしばしば、
これらの兵器の影響が爆発の瞬間に
限定されないことを指摘している。
むしろ遺伝的異常を引き起こすことにより、
将来の世代（被害者の子どもや孫）にも
影響を及ぼすものである。

c) 心理的・社会的被害：

被災地域の女性と子どもは、
社会的・教育的・保健的構造の崩壊から
最大の被害を受ける。
多くの場合、この状況は強制移住、
災害による混乱の中での性的暴力、
および教育の機会の剥奪へとつながる。

2 国連の主要決議

国連はその文書において、問題を主題別に
切り離すのではなく、大量破壊兵器を
あらゆる人権に対する脅威として捉えている。

a) 安全保障理事会決議第1887号（2009年）：

核軍縮を主眼とするこの決議は、これらの兵器の拡散と使用が国際平和と安全を脅かすものであり、女性と子どもを含むすべての人に人権の普遍的宣言において保障された生命権を事実上破壊するものであることを
強調している。

b) 安全保障理事会決議第1325号
（女性・平和・安全保障）：

大量破壊兵器を直接の対象とするものではないが、
この決議およびその補完的決議は、
武力紛争および非通常兵器の影響から
女性を保護する必要性を強調している。
また、女性は主たる犠牲者であるのみならず、
安全保障および軍縮に関する意思決定にも
参加しなければならないことを明記している。

c) 国連総会決議第73/46号：

この決議および類似の文書において国連は、
核兵器使用の「壊滅的な人道的結果」は
いかなる者にとっても対処不可能であり、
女性と子どもは社会的構造および生理的条件ゆえに
より重い人道的代償を負うことを
明示的に述べている。

3 なぜ国連はこれらの集団に懸念を示すのか

国連文書には二つの主要な論拠が存在する。

a) 無差別禁止の原則：

これらの兵器の使用は、戦闘員と民間人
（その大部分を女性と子どもが占める）を区別することを不可能にする。
国際法の観点から、これは人権の重大な侵害を構成するものである。

b) 健康への権利：

国連は、大量破壊兵器が生態系と
生命維持に不可欠な資源を破壊することにより、健康への権利および健全な環境への権利を永続的に奪うものと考えている。
これらはいずれも子どもの発達に不可欠なものである。

結語

国連は大量破壊兵器の使用を
「人権の究極的侵害」として認識している。
この機関の見解によれば、女性と子どもは、熱傷、中毒、放射線被曝といった
これらの兵器の直接的かつ致死的影響に対して無防備であるのみならず、長期的な二次的結果（貧困、慢性疾患、社会的支援の喪失）の主たる犠牲者でもある。



オマル・ハワールと一人の子ども、
ハラブジャ爆撃の犠牲となった家族
（アフマド・ナーテギー撮影）

05

大量破壊兵器が女性と子どもにもたらした人道的惨禍 ハラブジャ化学爆撃

大量破壊兵器が女性と子どもにもたらした人道的惨禍
（ハラブジャ化学爆撃）

人間の苦しみは、人類の歴史全体を通じてたどることのできる現実である。
歴史の頁は、預言者と神の聖人たちの導きによって照らされ、光と正義と
人間の尊厳によって彩られた時代を除いて、抑圧、暴力、そして人間の搾取
の光景で満ちている。
歴史を通じて人類は繰り返し、権力者の強欲、支配者の野望、そして破壊的
な紛争の犠牲となり、これらの闘争に高い代償を払ってきた。

大量破壊兵器が女性と子どもにもたらした人道的惨禍ハラブジャ化学爆撃

戦争そのものが人類の身体に刻まれた
深い傷であった。しかし化学・生物兵器その他の
大量破壊兵器がこれらの戦争において
使用されるとき、この傷はさらに深くなり、
人間の苦しみは幾倍にも増幅される。

大量破壊兵器は単なる戦争の道具ではなく、
現代世界において人間の尊厳、
公衆衛生、および将来世代の安全に対する
組織的な脅威と暴力の形態を構成するものである。
このような兵器は軍人と民間人を区別せず、
その壊滅的な影響は攻撃後の数年、
数十年、さらには世代にわたって
生存者の生活に影を落とし続ける。

ハリーメ・ヘイダレイー博士

大量破壊兵器および化学兵器の使用の歴史は、
それらがドイツで初めて開発・使用された
第一次世界大戦にまで遡る。
1925年に化学兵器の戦争における使用を禁止する
ジュネーヴ議定書が各国によって署名されたにもかかわらず、
米国はベトナム戦争中、および日本
（広島・長崎）への攻撃において、
民間人に対して核兵器を使用し
数千人の死者をもたらすことにより、
この国際条約を公然と違反した。



ハラブジャへのイラク軍毒ガス攻撃で
子どもを失った家族たちは、
我が子が死んだという事実を
信じることができなかった。
多くの場合それは現実であったが、
イラン兵によって救われた者もいた。





サッダーム・フセインは、
「ケミカル・アリー」の異名を持つ
従弟で副官のアリー・ハサン・アル＝マジードに
化学兵器による爆撃を命じた。
この攻撃によりハラブジャでは
約5,000人が死亡し、その大部分は民間人であった。

サッダーム・フセイン政権はまた、いわゆるアンファル作戦において、イラク北部のクルド人居住地域の人々に対して広範な化学攻撃を実施した。
1988年3月のハラブジャへの化学攻撃は、20世紀における最も悲惨かつ衝撃的な人道的惨禍の一つと見なされている。
それは何よりも女性と子どもを標的とし、大量破壊兵器の恐るべき凄惨な姿を世界に明らかにした。

この悲劇において女性は、化学兵器の直接的犠牲者として、慢性的な呼吸器疾患、皮膚障害、視覚障害、心理的外傷といった深刻な被害と長期的影響を受けただけでなく、生殖機能への合併症や後世代における先天性異常の出現にも苦しんだ。
すなわち彼女たちは、この犯罪の世代間的結果の一端を担う存在となったのである。
さらに、夫や子ども、あるいは他の家族を失ったことにより、彼女たちはやむなく家計の維持と家庭の管理の責任を担わざるを得なくなり、過酷な状況の下でさらなる苦難の重荷を背負うこととなった。

子どもたちもまた、この惨禍において最も脆弱な集団の一つであった。
悲劇を生き延びた子どもたちはしばしば、不安、抑うつ、不安感、家族の喪失といった深刻な心理的影響に直面した。
また化学物質への被曝による疾患のため、長年にわたる医療と治療を必要とした者もいた。
大量破壊兵器が子どもたちに与えた影響は、攻撃の瞬間にとどまらなかった。
それは彼らの希望、未来、そして生活の質を破壊するものであった。
母親と子どもが互いの腕の中で息絶える姿は、世界における化学兵器がもたらした人道的惨禍の最も永続的な象徴の一つとなった。

かくしてハラブジャは、単なる都市の名ではない。
それは軍事的紛争に何ら関与することなく、自宅、通り、そして避難所で最大の被害を受け命を落とした女性と子どもの苦しみを綴る、深い悲しみの挽歌である。
ハラブジャは現代人類史上最も凄惨な悲劇の苦い記憶として残り続けている。
それは大量破壊兵器の製造と使用へのいかなる寛容も、人類にとって取り返しのつかない結果をもたらしうることを示す悲劇である。
ハラブジャは、かつてもそして今も、大量破壊兵器の主たる犠牲者は軍隊ではなく、社会の未来を担う無防備な人間であること、そしてこのような脅威から女性と子どもを守ることは、すべての国家と政府にとっての法的義務であり、道義的・人道的責任であることを
教え続けている。


SUBSCRIBE TO OUR
YOUTUBE
@HanifaMedia

